

## 避難退域時検査場所候補地選定の考え方



◆左図のとおり泊発電所を中心とした半径30km圏からの出口となる主要道路沿いの地点、6カ所近傍で検討する必要がある

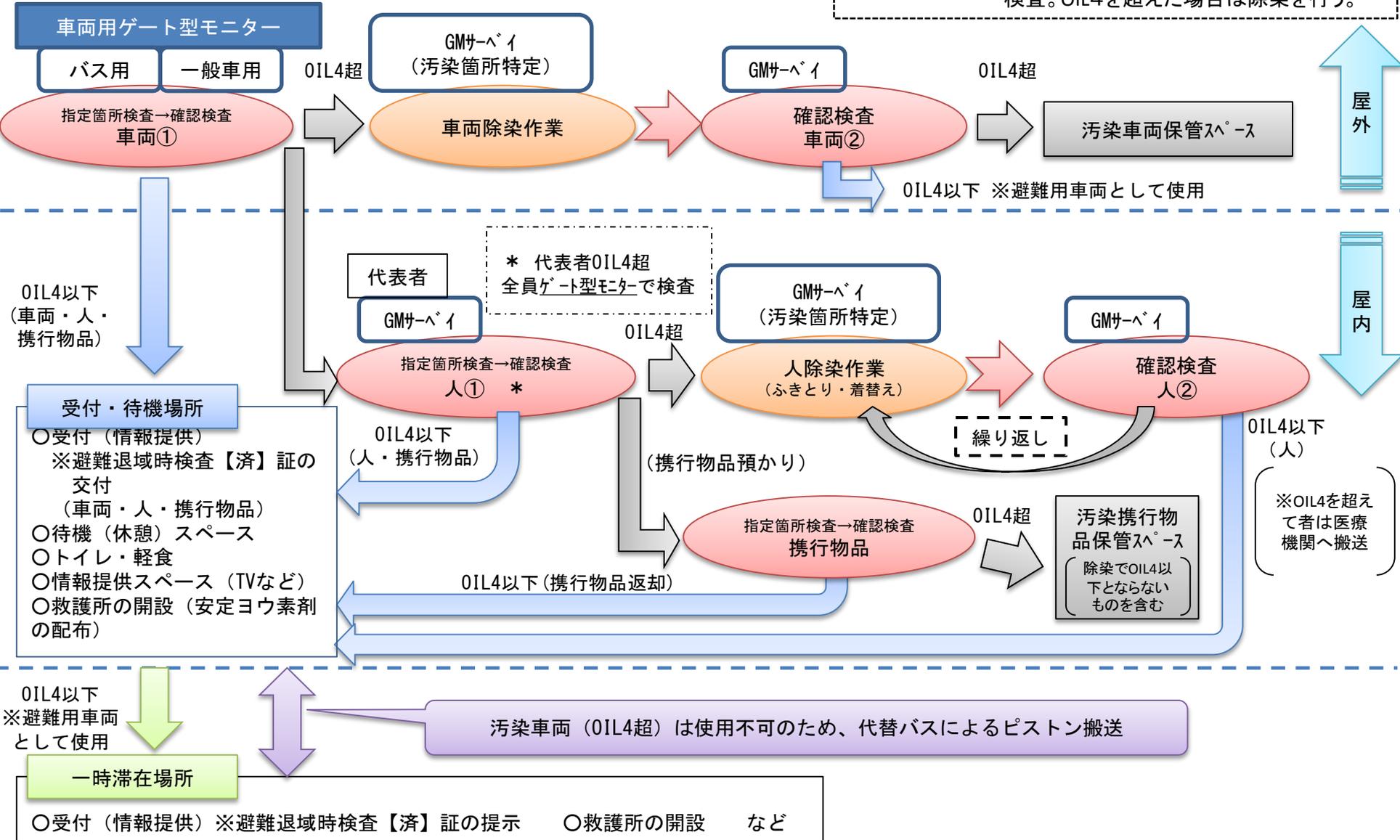
	路線名	避難路となる町村名
1	国道5号	泊村・神恵内村・積丹町・古平町・余市町
2	国道393号	仁木町・赤井川村
3	国道276号	倶知安町・岩内町
4	道道66号	共和町・ニセコ町
5	国道5号	蘭越町
6	国道229号	寿都町

○道の駅や町村立公園など、一定規模の駐車スペースや敷地面積を有する公共施設を中心に各ルートごとに複数箇所を候補地とする

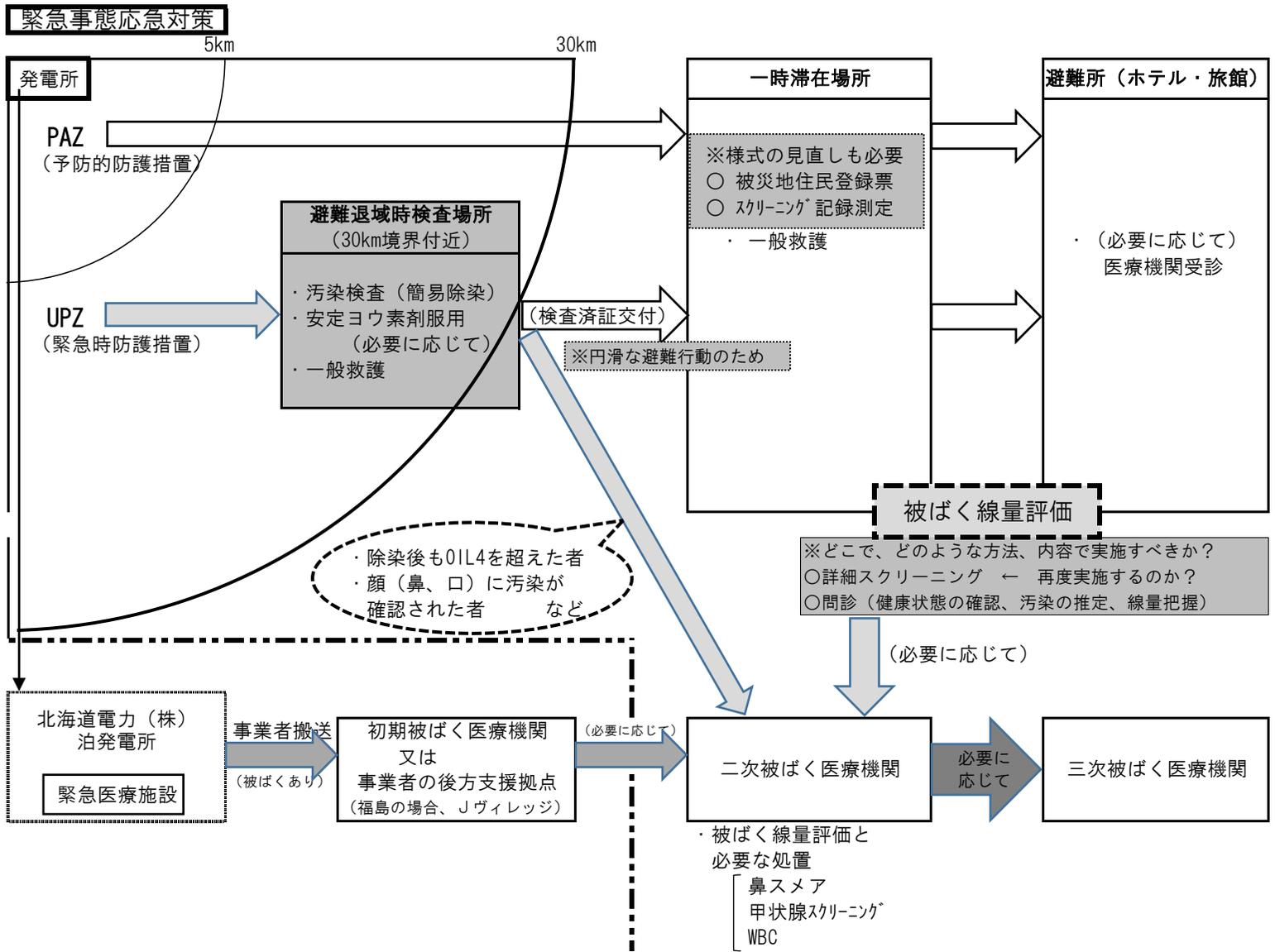
# 避難退域時検査・除染フロー（イメージ）

<避難退域時検査の場所> 30km圏の境界周辺の避難経路に面する場所等

・指定箇所検査 ~ 6,000cpmを基準とした簡易検査  
 ・確認検査 ~ 指定箇所検査で基準を超えた場合に行う検査。OIL4を超えた場合は除染を行う。



# 緊急被ばく医療活動フロー(たつき台)



## 中長期対策

※事故後の健康調査【検討項目】

- 対象者** UPZ全住民 (PAZを含む)  
(放射性物質の拡散状況による)
- 実施機関** 二次被ばく医療機関
- 実施内容** 被ばく評価  
(外部、内部、甲状腺)  
→被ばく線量に応じた健康管理  
(フォローアップ)
- 相談窓口の開設** 保健所  
電話問い合わせ

<福島の場合>

H23.6 から県民健康調査開始  
(長期間に渡る被ばく線量の管理)